

令和6年2月吉日

組合員各位

高松市郷東町 796 番地 85
協同組合 フリーネットワーク
代表理事 **豊永肇**

～ 働き方改革の“2大テーマ”についてピンポイントで詳説 ～

『知らなきやトラブる、実習生の労務管理』

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は組合事業の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年4月から働き改革が進展しており、昨年4月からのフェーズⅡで求められている課題に対応することは、外国人労働者の受入を継続し企業経営の存続のために、避けられないテーマとなります。業務ご多用の折とは存じますが、外国人労働者のこれからの労務管理のお役に立てる内容となっておりますので、是非ともご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、セミナー終了後、講師による「個別相談会」も予定しております。ご希望の方は事前に事務局まで合わせて申し付け下さいますようお願い致します。 敬具

－ 記 －

1. 開催日時 令和6年3月19日(火曜日) 13時30分～16時30分
2. 開催場所 サンメッセ香川 2階 中会議室
香川県高松市林町2217番地1 (☎087-869-3333)
3. 参加費用 無 料
4. 講 師 社会保険労務士 佐藤秀樹氏
5. 参加申込 裏面の参加申込書を事務局宛にFAX下さい
6. 申込期日 令和6年3月8日(金曜日)

『36協定の運用と時間外労働の実務対応』

働き方改革の目玉の1つが時間外労働の上限規制です。“36協定”の様式も一変し、法人番号や労働保険番号の記入も必要です。1講では36協定の締結と届出に関する留意点について確認。特に特別条項の運用に係る部分や時間外労働の管理など実務直結の内容について詳説致します。

『パワハラと言わさない、労務管理』

令和4年4月から、中小企業でもパワーハラスメントへの取り組みが義務化されています。とはいっても具体的に何をどう取り組んだらいいのか分からないと言う声をよく、耳にします。2講ではパワハラ防止法の概要を説明し、その上でパワハラと言わさない、指導方法について案内致します。

FAX : 087-813-1915

『労務管理セミナー』参加申込書



会社名	受講者①	役職	ご芳名
	受講者②	役職	ご芳名
所在地 〒 -			
電話番号	FAX	E-mail	

■ 参加希望の方は、上記までFAXをお願いします。

開催日	令和 6 年 3 月 19 日 (火曜日)
会場	サンメッセ香川 2階 中会議室
場所	香川県高松市林町 2217-1
時間	午後1時30分～午後4時30分



金融機関、貿易会社勤務を経て、平成10年に社会保険労務士佐藤秀樹事務所を開設。主に四国を中心として賃金体系、人事評価制度、労務管理制度の策定から定着まで、経営者の視点からとらえた独自の成果直結型賃金体系、人事評価システムの定着・運営については数多くの実績を持ち、高い評価を得ている。

経営者団体や金融機関、商工会・商工会議所でセミナーの講師を務めることも多く、その分かり易い解説には定評があり、その回数は年間100回近くに昇る。

講師：社会保険労務士 佐藤秀樹氏



主催：協同組合フリーネットワーク（事務局・佐立まで）

TEL: 087-813-1910 / FAX: 087-813-1915